

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年5月21日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その13)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 強い農業づくり事業 産地競争力の強化、経営改善及び次世代施設園芸地域展開の促進を図るため予算の範囲内で補助する。</p>		<p>市町村、農業者の組織する団体等が強い農業づくり事業を行う場合又は市町村等が強い農業づくり事業を行う農業者の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費</p>		<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第145号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第145号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局(全道の区域にわたり事業を行う団体については別記1のとおり)</p>	<p>総合振興局長又は振興局長(全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。)</p>	
(1) 整備事業								
ア 産地競争力の強化								
<p>(ア) 産地収益力の強化に向けた総合的推進</p> <p>〔 土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、スマート農業実践施設の整備、環境保全の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復)、畜産副産物の肥飼料利用、物流2024年問題への取組 〕</p>	別記2のとおり		2分の1以内 (別記3に掲げる場合にあつては、それぞれに掲げる率)					

<ul style="list-style-type: none"> a 耕種作物小規模土地 基盤整備 b 飼料作物作付及び家 畜放牧等条件整備 c 耕種作物産地基幹施 設整備 d 畜産物産地基幹施設 整備 e 農業廃棄物処理施設 整備 							
<ul style="list-style-type: none"> (イ) 産地合理化の促進 <ul style="list-style-type: none"> a 穀類乾燥調製貯蔵施 設等再編整備 b 集出荷貯蔵施設等再 編利用 c 農産物処理加工施設 等再編利用 d 食肉等流通体制再編 整備 e 国内産糖・国内産い もでん粉工場再編合 理化 f 乳業再編等整備 <ul style="list-style-type: none"> (a) 効率的乳業施設整 備 (b) 集送乳合理化推 進整備 (c) 需給調整拠点施設 整備 	別記4のとおり		2分の1以内 (別記5に掲げ る場合にあつて は、それぞれに 掲げる率)				
<ul style="list-style-type: none"> (ウ) 重点政策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 〔みどりの食料システム 戦略の推進、スマート 農業の推進、産地にお ける戦略的な人材育成 の推進〕 a 耕種作物小規模土地 基盤整備 b 飼料作物作付及び家 畜放牧等条件整備 c 耕種作物産地基幹 施設整備 d 畜産物産地基幹施設 整備 e 農業廃棄物処理施設 整備 	別記2のとおり		2分の1以内				

イ 経営改善								
融資主体支援タイプ a 融資主体型補助事業 b 追加的信用供与補助事業	市町村		a 10分の3以内 (別記6に掲げる額を限度とする。) b 定額 (別記7に掲げる額を限度とする。)					
(2) 推進事業								
ア 次世代施設園芸地域展開の促進	農業者又は農業者の組織する団体及び北海道を必須構成員とする協議会並びに北海道を除く協議会構成員		定額 (別記8に掲げる場合にあつては、それぞれに掲げる率)					
イ 産地競争力の強化 〔土地利用型作物、果樹、生産体制保安、家畜改良増殖、生乳乳製品流通、酪農経営体質強化〕	別記9のとおり		2分の1以内 ただし、酪農経営体質強化の取組に係る経費については定額					
ウ 高温対策栽培体系への転換支援	農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、その他協議会		2分の1以内 ただし、1事業実施主体当たりの補助金額の上限は600万円					